

＜過去1年間においてリスク管理措置の検討経過に進捗が見られないもの＞
 （平成23年5月31日以前に評価結果を通知した「農薬」）

・網掛けされた品目は、資料5-4の2(1)「現状より厳しいリスク管理措置を求める評価結果となっている」・(2)「曝露状況に関して不確実な要素がある」の双方に該当し、かつ、3(1)のヒアリング対象（評価結果通知後3年超の品目（遺伝毒性・発がん物質等は1年超の品目））に該当するもの

(注)

・表中「⑤」欄の摂取量調査の記述は、厚生労働省の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会（H22.7.30）の報告資料1「平成17年度～20年度食品中の残留農薬の一日摂取量調査結果」による

○農薬

①品目	②評価結果 通知年月	③現状より 厳しい管理措置 を求める評価結果 となっているもの	曝露状況			
			④国内登録の有無	実施の有無	⑤摂取量調査	
					いずれかの食品群 において一度でも検 出された農薬等の 推計	対ADI比 (%) (H3～ H16)
ノルフルラゾン	平成22年9月		失効 (平成元年6月)	○		
アセフェート	平成22年7月		有	○	1.14～ 18.28	H18: 0.66
塩酸ホルメタネート	平成22年1月		無	○		
キザロホップエチル	平成21年10月		有	○		

①品目	②評価結果 通知年月	③現状より 厳しい管理措置 を求める評価結果 となっているもの	曝露状況			
			④国内登録の有無	実施の有無	⑤摂取量調査	
					いずれかの食品群 において一度でも検 出された農薬等の 推計	対ADI比 (%) (H3～ H16)
ベンダイオカルブ	平成21年8月	○	失効 (平成14 年4月)	○		
メタミドホス	平成20年5月		無	○	4.57～ 12.40	H18: 2.50
クロルピリホス 【前回調査(第15回)において ヒアリング実施済み】	平成19年3月	○	有	○	2.14～ 4.32	

＜過去1年間においてリスク管理措置の検討経過に進捗が見られないもの＞
 (平成23年5月31日以前に評価結果を通知した「動物用医薬品」(1))

・網掛けされた品目は、資料5-4の2(1)「現状より厳しいリスク管理措置を求める評価結果となっている」・(2)「曝露状況に関して不確実な要素がある」の双方に該当し、かつ、3(1)のヒアリング対象(評価結果通知後3年超の品目(遺伝毒性・発がん物質等は1年超の品目))に該当するもの

(注)
 ・表中「③」欄の「△」については、資料5-4の2(1)(現状より厳しいリスク管理措置を求める評価結果となっているもの)に該当しないことが確認できないもの(例: 農薬取締法に基づく登録保留基準によっている等)
 ・表中「③」欄の「※」については、遺伝毒性・発がん性がある又は、遺伝毒性・発がん性について結論を導くことが困難であるもの
 ・表中「⑤」欄の摂取量調査の記述は、厚生労働省の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会(H22.7.30)の報告資料1「平成17年度～20年度食品中の残留農薬の一日摂取量調査結果」による

○動物用医薬品(1)

①品目	②評価結果通知年月	③現状より厳しい管理措置を求める評価結果となっているもの	曝露状況			
			④国内登録の有無	実施の有無	⑤摂取量調査	
					いずれかの食品群において一度でも検出された農薬等の推計	
対ADI比(%) (H3～H16)	対ADI比(%) (H17～H20)					
セデカマイシン	平成23年3月	△	無			
クロルスロン 【前回調査(第15回)においてヒアリング実施済み】	平成22年7月	○ ※	無			
フルベンダゾール	平成22年1月		有	○		
オラキンドックス	平成21年10月	○ ※	無	○		
ピペラジン	平成21年10月		有			
クレンブテロール	平成21年6月		有	○		

①品目	②評価結果 通知年月	③現状より 厳しい管理措置 を求める評価結果 となっているもの	曝露状況			
			④国内登録の有無	実施の有無	⑤摂取量調査	
					いずれかの食品群 において一度でも 検出された農薬等 の推計	対ADI比 (%) (H3～ H16)
プロチゾラム 【前回調査(第15回)において ヒアリング実施済み】	平成20年3月	△	有	○		
フロルフェニコール	平成19年8月		有	○		
カナマイシン 【前回調査(第15回)において ヒアリング実施済み】	平成19年5月	△	有			

＜過去1年間においてリスク管理措置の検討経過に進捗が見られないもの＞
 (平成23年5月31日以前に評価結果を通知した「動物用医薬品」(2))

(注)
 ・表中「⑤」欄の摂取量調査の記述は、厚生労働省の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会(H22.7.30)の報告資料1「平成17年度～20年度食品中の残留農薬の一日摂取量調査結果」による

○動物用医薬品(2)

①品目	②評価結果 通知年月	③現状より 厳しい管理措置 を求める評価結果 となっているもの	曝露状況			
			④国内登録の有無	実施の有無	⑤摂取量調査	
					いずれかの食品群 において一度でも 検出された農薬等 の推計	対ADI比 (%) (H3～ H16)
ツラスロマイシンを 有効成分とする豚の 注射剤(ドラクシン)	平成22年10月		有			
ホスホマイシンナトリ ウムを有効成分とする 牛の注射剤(動物用 ホスミンS(静注用))	平成22年4月		有			
セフチオフルを有効 成分とする牛及び豚 の注射液(エクネセル 注)	平成22年2月		有			
硫酸セフキノムを有 効成分とする牛の注 射剤(コバクタン/ セファガード)	平成20年12月		有			

①品目	②評価結果 通知年月	③現状より 厳しい管理措置 を求める評価結果 となっているもの	曝露状況			
			④国内登録の有無	実施の有無	⑤摂取量調査	
					対ADI比 (%) (H3～ H16)	対ADI比 (%) (H17～ H20)
塩酸ピルリマイシン を有効成分とする乳 房注入剤(ピル スー)	平成20年5月		有			
チアンフェニコール を有効成分とする牛 及び豚の注射剤(ネ オマイゾン注射液及 びバジット注射液)	平成19年10月		有	○		
フロルフェニコール を有効成分とする牛 の注射剤(ニューフ ロール)	平成19年8月		有	○		
セフチオフルを有効 成分とする牛及び豚 の注射剤(エクセネ ル注)	平成19年1月		有			
オフロキサシンを有 効成分とする鶏の飲 水添加剤(オキサ ルジン液)	平成17年11月		有	○		

①品目	②評価結果 通知年月	③現状より 厳しい管理措置 を求める評価結果 となっているもの	曝露状況			
			④国内登録の有無	実施の有無	⑤摂取量調査	
					いずれかの食品群 において一度でも 検出された農薬等 の推計	対ADI比 (%) (H3～ H16)
エンロフロキサシン を有効成分とする製 造用原体(バイトリ ル原体)、鶏の飲水 添加剤(バイトリル 10%液)、牛の強制 経口投与剤(バイト リル2.5%HV液)並び に牛及び豚の注射 剤(バイトリル2.5%注 射液、同5%注射液、 同10%注射液)	平成18年5月 ※牛及び豚は薬剤 耐性菌を介した影響 について評価済(平 成22年3月25日府食 第240号)		有	○		

＜過去1年間においてリスク管理措置の検討経過に進捗が見られないもの＞
 （平成23年5月31日以前に評価結果を通知した「飼料添加物」等）

(注)
 ・表中「③」欄の「△」については、資料5-4の2(1)（現状より厳しいリスク管理措置を求める評価結果となっているもの）に該当しないことが確認できないもの（例：農薬取締法に基づく登録保留基準によっている等）
 ・表中「③」欄の「※」については、遺伝毒性・発がん性がある又は、遺伝毒性・発がん性について結論を導くことが困難であるもの
 ・表中「⑤」欄の摂取量調査の記述は、厚生労働省の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会（H22.7.30）の報告資料1「平成17年度～20年度食品中の残留農薬の一日摂取量調査結果」による

○肥料・飼料等（飼料添加物）

①品目	②評価結果 通知年月	③現状より 厳しい管理措置 を求める評価結果 となっているもの	④国内登録の有無	曝露状況		
				実施の有無	⑤摂取量調査	
					いずれかの食品群 において一度でも 検出された農薬等 の推計	対ADI比 (%) (H3～ H16)
セデカマイシン 【動物用医薬品の再掲】	平成23年3月	△	無			
オラキンドックス 【動物用医薬品の再掲】	平成21年10月	○ ※	無	○		

○肥料・飼料等

普通肥料の公定規格の改正について	平成23年5月					
------------------	---------	--	--	--	--	--

＜過去1年間においてリスク管理措置の検討経過に進捗が見られないもの＞
 (平成23年5月31日以前に評価結果を通知した「化学物質・汚染物質」)

- ・網掛けされた品目は、資料5-4の2(1)(現状より厳しいリスク管理措置を求める評価となっている)・(2)(曝露状況に関して不確実な要素ある)の双方に該当し、かつ、3(1)のヒアリング対象に該当するもの
- ・以下の品目については、いずれも、現状においてリスク管理措置(清涼飲料水の成分規格及び製造基準の策定)が講じられておらず、新たな措置を講じるための評価を行ったもの
- ・以下の品目については、清涼飲料水としての定期的な摂取量調査は行われていない

(注)

- ・厚生労働省の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会(H22.7.30)の報告資料1「平成17年度～20年度食品中の残留農薬の一日摂取量調査結果」による
- ・表中「③」欄の「※」については、遺伝毒性・発がん性がある又は、遺伝毒性・発がん性について結論を導くことが困難であるもの

○化学物質・汚染物質

①品目	②評価結果 通知年月	③現状より 厳しい管理 措置を求め る評価結果 となっている もの	曝露状況		
			⑤摂取量調査		
			実施の有無	いずれかの食品群において一度でも検出された農薬等の推計	
対ADI比(%) (H3～H16)	対ADI比(%) (H17～ H20)				
シアン(清涼飲料水)	平成22年10月	○			
クロロホルム(清涼飲料水)	平成21年8月	○			

①品目	②評価結果 通知年月	③現状より 厳しい管理 措置を求め る評価結果 となっているもの	曝露状況		
			⑤摂取量調査		
			実施の有無	いずれかの食品群において一度でも検出された 農薬等の推計	
対ADI比(%) (H3~H16)	対ADI比(%) (H17~ H20)				
ブロモジクロロメタン (清涼飲料水)	平成21年8月	○			
ジブロモクロロメタン (清涼飲料水)	平成21年8月	○			
ブロモホルム(清涼 飲料水)	平成21年8月	○			
総トリハロメタン(清 涼飲料水)	平成21年8月	○			
ベンゼン(清涼飲料 水) 【前回調査(第15回)において ヒアリング実施済み】	平成20年11月	○ ※			
1,2-ジクロロエタン (清涼飲料水) 【前回調査(第15回)において ヒアリング実施済み】	平成20年11月	○ ※			

①品目	②評価結果 通知年月	③現状より 厳しい管理 措置を求め る評価結果 となっているもの	曝露状況		
			⑤摂取量調査		
			実施の有無	いずれかの食品群において一度でも検出された農薬等の推計	
対ADI比(%) (H3~H16)	対ADI比(%) (H17~ H20)				
臭素酸(清涼飲料水) 【前回調査(第15回)においてヒアリング実施済み】	平成20年11月	○ ※			
トリクロロエチレン(清涼飲料水) 【前回調査(第15回)においてヒアリング実施済み】	平成20年11月	○ ※			
ジクロロメタン(清涼飲料水) 【前回調査(第15回)においてヒアリング実施済み】	平成20年11月	○			
テトラクロロエチレン(清涼飲料水) 【前回調査(第15回)においてヒアリング実施済み】	平成20年11月	○			
トルエン(清涼飲料水) 【前回調査(第15回)においてヒアリング実施済み】	平成20年11月	○			
銅(清涼飲料水) 【前回調査(第15回)においてヒアリング実施済み】	平成20年4月	○			

①品目	②評価結果 通知年月	③現状より 厳しい管理 措置を求め る評価結果 となっている もの	曝露状況		
			⑤摂取量調査		
			実施の有無	いずれかの食品群にお いて一度でも検出された 農薬等の推計	
対ADI比(%) (H3~H16)	対ADI比(%) (H17~ H20)				
ホルムアルデヒド (清涼飲料水) 【前回調査(第15回)において ヒアリング実施済み】	平成20年4月	○			
メチル-tert-ブチル エーテル(清涼飲料 水) 【前回調査(第15回)において ヒアリング実施済み】	平成20年4月	○			
カドミウム(清涼飲料 水) 【前回調査(第15回)において ヒアリング実施済み】	平成20年9月	○			
二酸化塩素(清涼飲 料水) 【前回調査(第15回)において ヒアリング実施済み】	平成20年6月	○			
亜塩素酸(清涼飲料 水) 【前回調査(第15回)において ヒアリング実施済み】	平成20年6月	○			
1,1,1-トリクロロエタ ン(清涼飲料水) 【前回調査(第15回)において ヒアリング実施済み】	平成20年4月	○			

①品目	②評価結果 通知年月	③現状より 厳しい管理 措置を求め る評価結果 となっている もの	曝露状況		
			⑤摂取量調査		
			実施の有無	いずれかの食品群にお いて一度でも検出された 農薬等の推計	
対ADI比(%) (H3~H16)	対ADI比(%) (H17~ H20)				
1,1,2-トリクロロエタ ン(清涼飲料水) 【前回調査(第15回)において ヒアリング実施済み】	平成20年4月	○			
四塩化炭素(清涼飲 料水) 【前回調査(第15回)において ヒアリング実施済み】	平成19年3月	○			
1,4-ジオキサン(清 涼飲料水) 【前回調査(第15回)において ヒアリング実施済み】	平成19年3月	○			
1,1-ジクロロエチレ ン(清涼飲料水) 【前回調査(第15回)において ヒアリング実施済み】	平成19年3月	○			
シス-1,2-ジクロロエ チレン、トランス1,2- ジクロロエチレン(清 涼飲料水) 【前回調査(第15回)において ヒアリング実施済み】	平成19年3月	○			
塩素酸(清涼飲料 水) 【前回調査(第15回)において ヒアリング実施済み】	平成19年3月	○			

①品目	②評価結果 通知年月	③現状より 厳しい管理 措置を求め る評価結果 となっているもの	曝露状況		
			⑤摂取量調査		
			実施の有無	いずれかの食品群において一度でも検出された 農薬等の推計	
対ADI比(%) (H3~H16)	対ADI比(%) (H17~ H20)				
ジクロロアセトニトリル(清涼飲料水) 【前回調査(第15回)において ヒアリング実施済み】	平成19年3月	○			
抱水クロラール(清涼飲料水) 【前回調査(第15回)において ヒアリング実施済み】	平成19年3月	○			
塩素(残留塩素)(清涼飲料水) 【前回調査(第15回)において ヒアリング実施済み】	平成19年3月	○			

＜過去1年間においてリスク管理措置の検討経過に進捗が見られないもの＞
 (平成23年5月31日以前に評価結果を通知した「かび毒・自然毒」)

(注)
 ・表中「③」欄の「△」については、資料5-4の2(1) (現状より厳しいリスク管理措置を求める評価結果となっているもの)に該当しないことが確認できないもの(例:農薬取締法に基づく登録保留基準によっ
 ている等)
 ・表中「③」欄の「※」については、遺伝毒性・発がん性がある又は、遺伝毒性・発がん性について結論
 を導くことが困難であるもの
 ・表中「⑤」欄の摂取量調査の記述は、厚生労働省の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・
 動物用医薬品部会 (H22.7.30)の報告資料1「平成17年度～20年度食品中の残留農薬の一日摂取量
 調査結果」による

○かび毒・自然毒

①品目	②評価結果 通知年月	③現状より 厳しい管理 措置を求 める評価 結果となっ ているもの	曝露状況		
			⑤摂取量調査		
			実施の有無	いずれかの食品群におい て一度でも検出された農 薬等の推計	
対ADI比(%) (H3～H16)	対ADI比(%) (H17～H20)				
デオキシニバレノール	平成22年11月	△			
ニバレノール	平成22年11月	△ ※			